第３回　匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に関する有識者検討会
議事概要

１　開催日時

令和８年９月２日（水）午後２時00分から午後３時25分まで

２　開催方法

オンライン

３　出席者

(1)　有識者委員

上沼　紫野　ＬＭ虎ノ門南法律事務所　弁護士
上原哲太郎　立命館大学情報理工学部教授
金子　正志　金子正志法律事務所　弁護士
川出　敏裕　東京大学大学院法学政治学研究科教授
沢田登志子　一般社団法人ＥＣネットワーク理事
成瀬　　剛　東京大学大学院法学政治学研究科教授
野口貴公美　一橋大学大学院法学研究科教授
星　周一郎　東京都立大学法学部教授

(2)　警察庁

森元　良幸　官房長
土屋　暁胤　総括審議官
中村　彰宏　長官官房企画課長
中山　卓映　刑事局捜査支援分析管理官

４　議事概要

(1)　事務局説明

事務局から有識者検討会の提言骨子案、委員から頂いた御意見を踏まえて整理した制度・運用イメージ、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の発生状況等について説明があった。

(2)　自由討議

(1)の説明を踏まえた有識者委員からの主な意見（順不同）は以下のとおりであり、提言骨子案のとおり提言骨子が決定された。

なお、当日欠席となった宍戸委員からは、書面により意見が提出された。

ア　提言骨子案について

(ｱ)　遠隔解析の実施要件について

○　骨子案にまとめられた遠隔解析の要件は、刑事訴訟法に基づいて行われる捜索・差押えの要件と比較して、３つの観点で厳格になっている。

第１に、刑事訴訟法は、被疑者の自宅・物のみならず、被疑者以外の者、

すなわち第三者の自宅・物に対しても捜索・差押えを実施することを認めているが、今回の遠隔解析は、「犯人（つまり被疑者）」の使用端末のみを対象としている。

第２に、刑事訴訟法は、特定の犯罪の嫌疑があれば、その犯罪の軽重を問わず、捜索・差押えを認めているが、今回の遠隔解析は、「重大犯罪」の被疑者の端末のみを対象としており、犯罪の点でも限定されている。

第３に、刑事訴訟法は、捜索・差押えの要件として緊急性や補充性を要求していないが、今回の遠隔解析は、緊急性や補充性という要件まで必要となっている。

今回導入に向けて議論している遠隔解析は、匿名・流動型犯罪グループに対抗するための緊急的な立法措置であるため、重大犯罪の被害の発生・拡大を防止する目的にとって特に必要性が高い場面に限定する観点から、このような厳格な要件が定められたものと理解している。プライバシーや通信の秘密を制限する新たな措置を導入するに当たっては、国民の理解を得ながら進めていく必要があるため、その観点からも、立法政策として、実施要件を限定することには十分な合理性が認められるだろう。

○　骨子案で言及された遠隔解析の各要件のうち、遠隔解析の対象を「被疑者」の使用端末に限定している点について、このような限定は立法政策として十分な合理性が認められるものであるが、今後の技術の進展等により、被疑者が使用すると合理的に認められる端末のみを対象としていたのでは、被害の発生・拡大を十分に防止できないという新たな立法事実が生じた場合や、将来、刑事訴訟法上の捜査手法として遠隔解析と同様の措置を創設しようとする場合には、被疑者以外の第三者が使用する端末を対象とすることの当否や、対象とする場合の実施要件の在り方について、改めて議論する必要があるのではないか。

○　骨子案で言及された遠隔解析の各要件のうち、「緊急性」の要件は、「重大な犯罪による被害の発生・拡大が差し迫っていること」を意味しており、被害の発生・拡大の「切迫性」と言い換えることも可能な要件である。これに対して、刑事訴訟法の世界では、「その時点で当該処分を行わないと目的を達成できない」という意味で「緊急性」という言葉を用いるため、同じ言葉であっても、指している内容が異なることに留意する必要があるのではないか。

○　サイバーセキュリティなど技術分野では、脆弱性の発見や対策など脆弱性をどのように取り扱っていくかという「脆弱性ハンドリング」が大きな論点となる。警察が脆弱性を活用した解析などの手法を用いることは認められるべきだと思うが、それを犯罪者に悪用されないようにすることが重要であるため、骨子案において、「情報保全を図りつつ、遠隔解析の導入によって、逆に国民の安全が脅かされることのないよう配意すべき」との記載を盛り込んでいただいた。

○　骨子案において、遠隔解析の要件である「犯罪被害が発生するおそれ」

について、「一定の重大な犯罪の発生が現に確認された場合で同種の犯罪被害が懸念されるとき等に厳格に限定すること」と追記されたことは適切であると考える。

法制化する際には、「等」とされる場合について、裁判所による事前の審査を適正に行い得る、客観的な事実関係に基づき蓋然性の判断ができるよう要件を的確に規定することが必要ではないか。

○　骨子案において、遠隔解析に係る「必要な処分」について「対象端末内の情報を一時的に警察官の端末に送信し、これを知得することを許容する制度とする」と追記されたことは妥当であると考える。

ただし、これは少なくとも今回の検討においては、あくまで遠隔解析を行う警察官の端末に送信し、選別後の取得対象外情報の消去を前提としたものであることを確認しておきたい。

(ｲ)　適正担保のための事後手続について

○　公安委員会による事後監督が実効的に機能するのかという点は、公安委員会の根拠法が警察法であること、事務局など実務は警察が担うこと等から、英国の制度に比べ第三者性が弱いように思われ、国民として不安がないわけではない。

また、措置全体のガバナンスができるかどうかだけでなく、措置に用いられる技術的な内容の妥当性を判断する専門的な知見が必要とも思う。

他方、緊急に制度化を図るべき状況で、新たな監督組織を設計する時間的余裕がないとの事情も理解できる。

そこで、法施行後、一定期間経過して、一定の件数に達したころにフォローアップの機会を設けることを提案する。消去すべきデータがきちんと消去されているかなど技術的観点に特化した監査、あるいは、越境解析を行ったケースについて、国際法の観点からの検証を行う。それらを含め、さらに実効的な仕組みとするための振り返りという趣旨で、再度有識者検討会を開催して、その結果を公表するといった形で透明性を確保するのはどうか。

○　事後監督主体を公安委員会とする点について、実情を知る者としては、公安委員会が第三者性の確保された機関であると認識しているが、一般国民からすれば、公安委員会は警察と同じ組織に見え、第三者性が確保されていないと感じてしまう意見があることは理解する。

○　公安委員会の第三者性について懸念を持たれる意見も巷間あると伺っているが、法律の専門家としては、監督機関である公安委員会に報告を行うことについて、相応のプレッシャーを伴う実効的な監督措置だと評価している。事後監督の透明性確保については、公安委員会による事後監督の状況を警察のウェブサイト上で分かりやすい場所に掲載するなど、工夫した運用を検討していただき、国民からの信頼・理解を得られるようにしてほしい。

○　公安委員会の監督能力について、懸念を示す御意見もあるが、公安委員

会は、戦後の日本の警察行政の根幹であり、警察による法執行のガバナンスとして、都道府県警察については都道府県公安委員会、警察庁については国家公安委員会に、それぞれの役割を果たしてもらうことが非常に重要である。事後監督に係る透明性の確保は極めて重要であると考え、その方法は様々あるが、法律にどこまで書くか、どのような運用とするかは、法制度の均衡も踏まえて調整されていくことになるだろう。

また、遠隔解析の事後監督に際しては、技術的・専門的知見が必要となるが、その点については、既存の公安委員会の制度の枠組においても十分対応できるのではないか。

○　前回、遠隔解析の時間制限の必要性について言及したが、この趣旨は、捜索・差押えと異なり、第三者に認知されることがない措置であることを踏まえたものである。他方、骨子案に記載のとおり、公安委員会への悉皆的な報告が行われるのであれば、これによって濫用防止が担保されると考える。

○　適正性を確保するための公安委員会の措置及び事後監督について、現行警察法上の監察及び点検・補助との関係を整理するとともに、遠隔解析を行った警察官の点検ないし確認について、専門的知見を有する外部の者による補助等の可能性についても検討すべきではないか。

○　事後監督の項目で言及されている透明性確保の方法の一つとして公表が考えられるが、実施状況の公表について「法定」しているかという観点で刑事手続上の捜査手法に対する透明性確保の規律を見てみると、リアルタイムで流れてくる音声を継続的に捕捉する通信傍受については実施状況の公表が法定されているのに対し、既に保存されている電子メールの内容や通信履歴を相手方に提供させて取得する電磁的記録提供命令については、そのような公表制度は法定されていない。

実施状況の公表について法定するか否かは、これまでも検討の視点となってきた「継続的に情報取得を行うか否か」によって区別されているものと思われ、今回の遠隔解析を継続性のない一回的な措置として創設するのであれば、実施状況の公表について法定することまではしないという方針が、法体系として整合的ではないか。

もとより、これは公表制度をあえて法定することまではしないという趣旨にとどまり、実務上は、透明性を確保する観点から、遠隔解析措置の実施状況を何らかの形で公にすることは必要であると考える。

○　透明性確保のための一つの手法として遠隔解析措置の実施状況の公表を行う場合においても、公表を通じて、犯人が自分の事件で遠隔解析措置が行われたという事実を推察し、対策をとることができるようになれば、実効性の観点で大きな問題が生じるため、遠隔解析措置の実施状況を何らかの形で公にするとしても、個別事案との紐付けがなされないような情報の粒度や公表のタイミング等について慎重に検討する必要があると考える。

この点、通信傍受の実施状況の公表においては、相手方に察知されないように公表範囲を慎重に検討しており、このような問題が生じないように配慮されているため、その公表の在り方も参考にできるのではないか。

○　遠隔解析が、濫用なく適正に実施されていることを国民に理解してもらうことが、国民の警察への信頼を得る上でも重要であると認識している。この枠組みが、実効的であり、かつ、事後に振り返れるような形式のものとなるようにするべき。

○　真のデータ主体に処分があったことが知らされない形で処分が行われることは、現行制度にも事業者を相手方とする電磁的記録提供命令といった例がある。遠隔解析は、このような真のデータ主体に処分があったことが知らされない形で行われる処分の別類型を新たに定めるものであるといえるが、既存の電磁的記録提供命令で求められている事前の司法による審査に加えて、データ主体に対する事後通知、公安委員会による事後監督、そして透明性への配慮がなされるべきことが骨子案に明記されており、より重い適正性担保措置が設けられているといえる。

(ｳ)　遠隔解析により得られた情報の活用

○　遠隔解析はプライバシーを侵害しながら実施される措置であるからこそ、国民の視点としては、取得した情報を捜査にも利用して、犯人の検挙に繋げるだけでなく、その際に必要となる「適正な手続」についても明確にしていただきたい。

○　適正に取得された情報のみが捜査に用いられ得ることについて、イラスト形式の資料においても記載すれば、国民にとってより分かりやすくなるのではないか。

○　骨子での情報活用の在り方に係る整理は的確であるがその一方で、飽くまで今回の遠隔解析が「犯罪捜査を目的とした権限を行使する」ものでないことを制度的に担保するという観点からは、犯罪被害の防止という目的での情報取得行為それ自体が実体的ないし手続的規律及びガバナンスの仕組みに違反し違法であると評価される場合に、取得された情報を犯罪捜査で利用することは許されないこと、あるいは犯罪捜査としての有用性を理由として情報取得行為としての瑕疵が治癒されるものでないことを、確認すべきでないか。

(ｴ)　その他

○　自覚の薄い末端の者が、危険な事態に関わらないようにすべきことを、骨子に書いていただいた点は非常に重要である。いわゆる啓発的な手法が行き届けば、若者自身が闇バイト等の怪しい勧誘に乗ることはない。トクリュウ対策にあっては、こうした措置を併せて講じることが重要。

○　若者が安易な考えで危険な事態に巻き込まれることを憂慮しており、この措置の直接の目的ではないとしても、反射的にそうした事態を減らす効果があることを刑事政策の観点から期待する。また、警察庁が、教育面の啓発活動に力を入れていることは承知しており、今回の立法措置により、

この活動がより広く効果を持つことが期待される。

○　提言を取りまとめる段階では、「公安委員会」が「国家公安委員会」と「都道府県公安委員会」の双方を含むものであることや、引用法律の法律番号や条文、引用判例の日付等について、脚注を付すなどするとよい。

イ　遠隔解析の精度、運用等に関して頂いたその他の御意見について

○　消去すべき情報が、引き続き保有されていないことの確認は、現在、どのように行われているのか。（事務局から、現行の刑事訴訟法による捜索差押えの実務においては、「差し押さえなかったもの」を詳細に記録することはない旨を説明したところ、）消去が適切に行われたことを確認するには、なかったことにするのではなく、最初にどれだけの情報を取得し、そのうち、何を消去したかのログを残す必要があるのではないか。

○　誤って無関係の端末に遠隔解析を行った場合には、骨子案にあるとおり、当事者に救済の機会を提供するために、通知すべきだと思う。仮に、警察の手元には電話番号しか情報がなかったとしても、携帯法の本人確認を通じて通知先も判明すると思うので、通知できるのではないかと思われるが、こうした情報取得に関する現状を確認したい。（事務局から、例えば通信傍受法では、通知を行うために電話利用者の情報を収集する根拠規定は置かれておらず、通知目的での更なる照会、差押え等の権限行使は行われていない旨を説明したところ、）誤った端末にてアクセスした場合を含め、ほとんどのケースが通知先不明（通知不可）と扱われて事後通知がされないこととならないか。

○　事後監督の過程では、個人情報保護法の遵守についても確認されるべきではないか。行政機関の個人情報の取扱いについて、一般的な監督権限を有する個人情報保護委員会との連携も考えられる。

○　資料 11 には、国境を越えて行われる遠隔解析の可否等についても追記するべきではないか。

○　制度の趣旨に照らして、対象者が認知しないうちに情報が取得されることが望ましい手段である以上、事後通知と事後監督が非常に重要。公安委員会が「間違っていたらきちんと是正する」ということを、「制度、運用等に関して頂いたその他の御意見」という資料にも書いてほしい。

○　我が国の法律は、成立すると、事後の見直しがなされにくい傾向にあるが、変化していく技術的な措置を定めるものなので、見直しに関する文言を盛り込んでほしい。

○　「見直し」には、極めて慎重な立場である。警察官職務執行法は、警察官の職務執行の根幹をなす「基本法」のようなものであり、改正には慎重を期すべきであって、頻繁に見直し・改正をしていくべき法律ではないと考える。

○　行政手続と憲法第 35 条との関係について、骨子に引用されているとおり、最高裁の判決は「全て令状を要する」とは解されていないが、更に重要な点として、行政手続はおのずから刑事手続と差異があり、多種多様であるとされている点が挙げられる。

また、この判決に付されている意見も重要であり、この意見では、「行政庁

の処分は、目的と種類が多種多様なので、個別的な法令において、具体的にどのような手続が必要かを裁判所が判断することは困難で、立法当局が個別的に判断すべき」とされている。

つまり、「行政手続であることをもって刑事手続よりも軽い要件でよい」というわけではなく、実際に、今回の措置の要件は十分に厳格だと認識しているが、要件は個別に考えなければならないものであるということを、改めて確認しておきたい。

以　上